

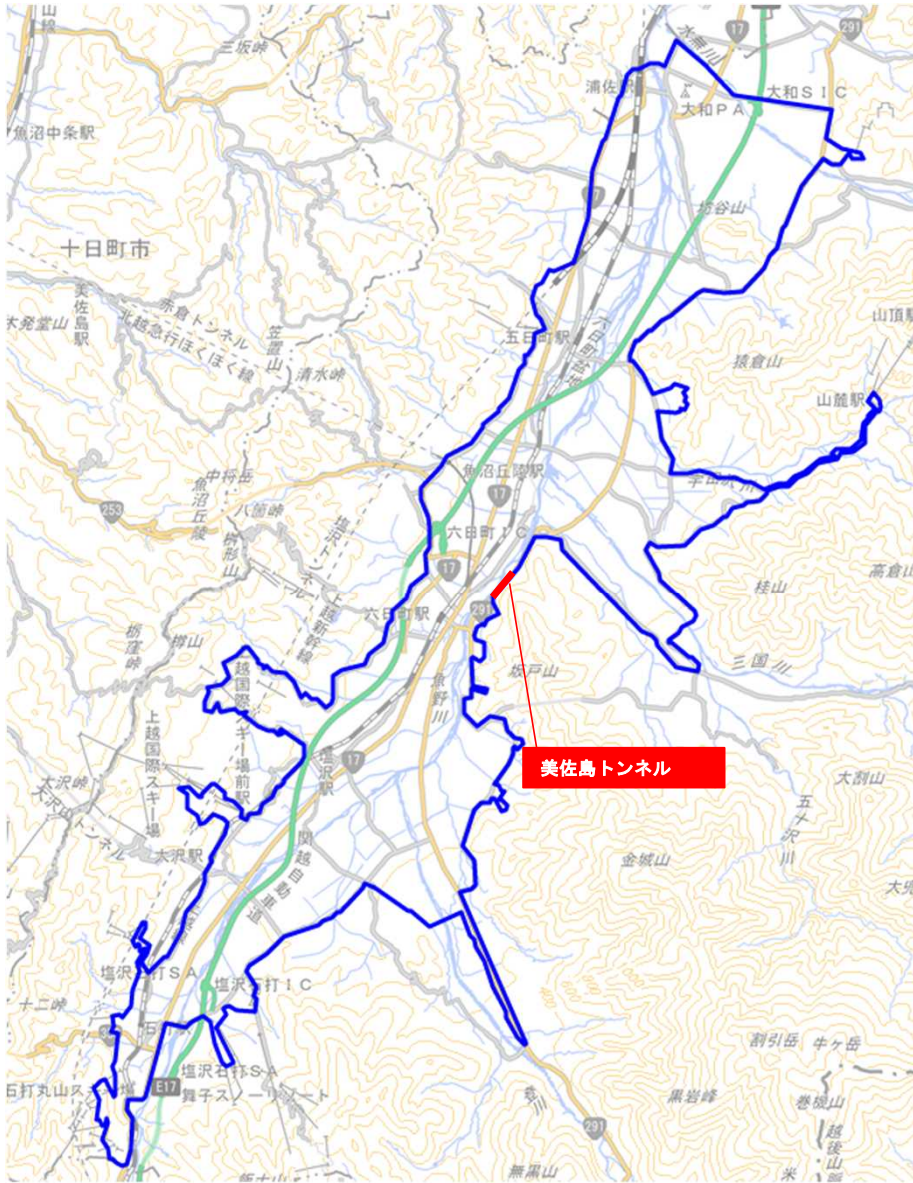
様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和4年7月15日
2. 認定新事業活動実施者名
BEAM MOBILITY JAPAN株式会社
3. 認定新事業活動計画の目標
本事業活動では、ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
 - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討
 - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
 - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立
4. 認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立、エリア内の回遊性の向上のデータ収集を行う。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所
 - ①新潟県南魚沼市
 - ②大阪府大阪市
 - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
 - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
 - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
 - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。(一定の基準の内容)
 - ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
 - (ア) 長さ 140センチメートル

- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
 - (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
 - (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和4年7月～令和6年4月



新潟県南魚沼市

青枠：実証エリア

特例対象外区間：美佐島トンネル

自転車道：対象なし

出典：国土地理院ウェブサイトよりBeam Mobility Japan（株）にて加工作成

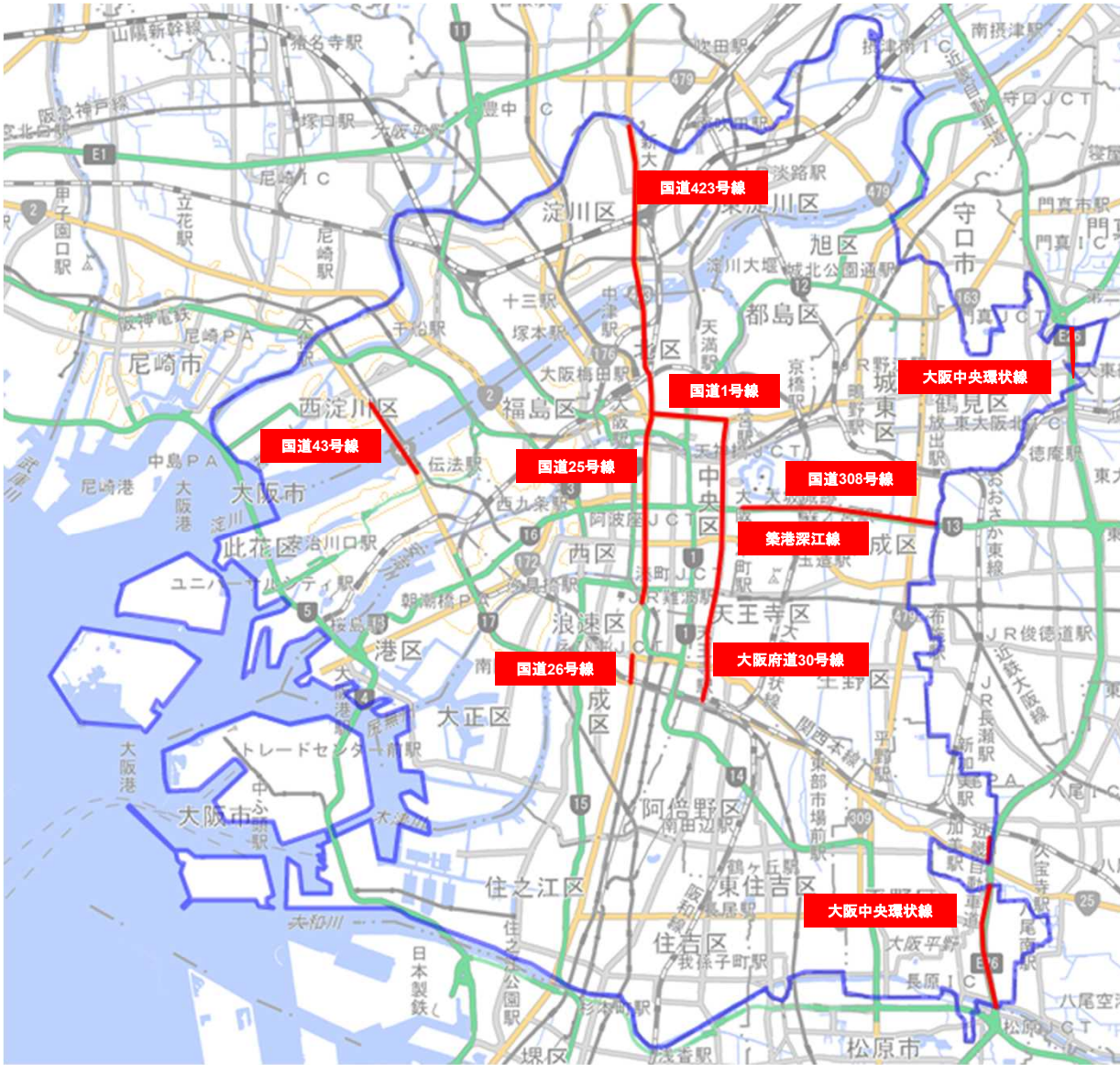
※2022/6/17 現在 今後変更の可能性あり

大阪府大阪市

青枠：実証エリア

赤線：特例対象外区間

- 国道423号：吹田市境～国道25号線に接続
- 国道25号：国道423号に接続～難波5丁目（難波西口交差は特例の対象区域に含む）
- 国道26号：浪速区戎本町1丁目（大国交差は特例の対象区域に含む）～西成区花園北1丁目（花園北交差は特例の対象区域に含む）
- 国道43号：新伝法大橋の高架部分
- 国道1号：北区曾根崎2丁目（梅宮新町交差点は特例の対象区域に含む）～北区東天満2丁目（東天満交差点は特例の対象区域に含まない）
- 大阪府道30号線：北区東天満2丁目（東天満交差は特例の対象区域に含まない）～阿倍野区阿倍野筋1丁目（近鉄前交差点は特例の対象区域に含む）
- 築港深江線：中央区馬場町3番（法円坂交差は特例の対象区域に含む）～国道308号に接続
- 国道308号：東大阪市境～築港深江線に接続
- 大阪中央環状線：鶴見区茨田大宮1丁目～鶴見区安田2丁目、平野区加美東7丁目～平野区加美南5丁目、平野区長吉出戸3丁目～平野区長吉川辺2丁目



出典：国土地理院ウェブサイトよりBeam Mobility Japan（株）にて加工作成

※2022/6/17 現在 今後変更の可能性あり